

独立行政法人日本学生支援機構

平成 16 年規程第 35 号

英文名称等を定める規程を次のように定める。

平成 16 年 4 月 1 日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北 原 保 雄

#### 英文名称等を定める規程

(英文名称)

第 1 条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の英文名称は、  
Independent Administrative Institution Japan Student Services Organization  
とする。

2 前項の英文名称の使用にあたっては、Independent Administrative Institution  
の部分を省略することができる。

(英文名称の略称)

第 2 条 機構の英文の略称は、J A S S O とする。

2 J A S S O の称呼は、「ジャッソ」とする。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。